

【問58】

裁判所は、必要があると認めるときは、職権で証拠調べをすることができるが、その結果について当事者の意見をきかなければならない。(H25-18-2)

裁判所は、必要があると認めるときは、職権で、証拠調べをすることができる。ただし、その証拠調べの結果について、当事者の意見をきかなければならない(行政事件訴訟法24条)

○

【問58の関連知識～訟上の諸原則に関する民事訴訟・取消訴訟・不服申立ての比較～】

	民事訴訟	取消訴訟	不服申立て
処分権主義	○	○	○
職権証拠調べ	原則×	○	○
職権探知主義	×	×	○

【問59】

非公開会社において、役員解任請求の訴えを提起する権利は、すべての株主が有する。(オリジナル)

役員解任請求の訴えを提起する権利は少数株主権である(854条1項)。

×